

# 任意脱退における出資金返還時期のお知らせ



いつも当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

出資金の返還時期については、「請求の日から 60 日を経過した日以後に到来する事業年度末とする」旨が定められております。

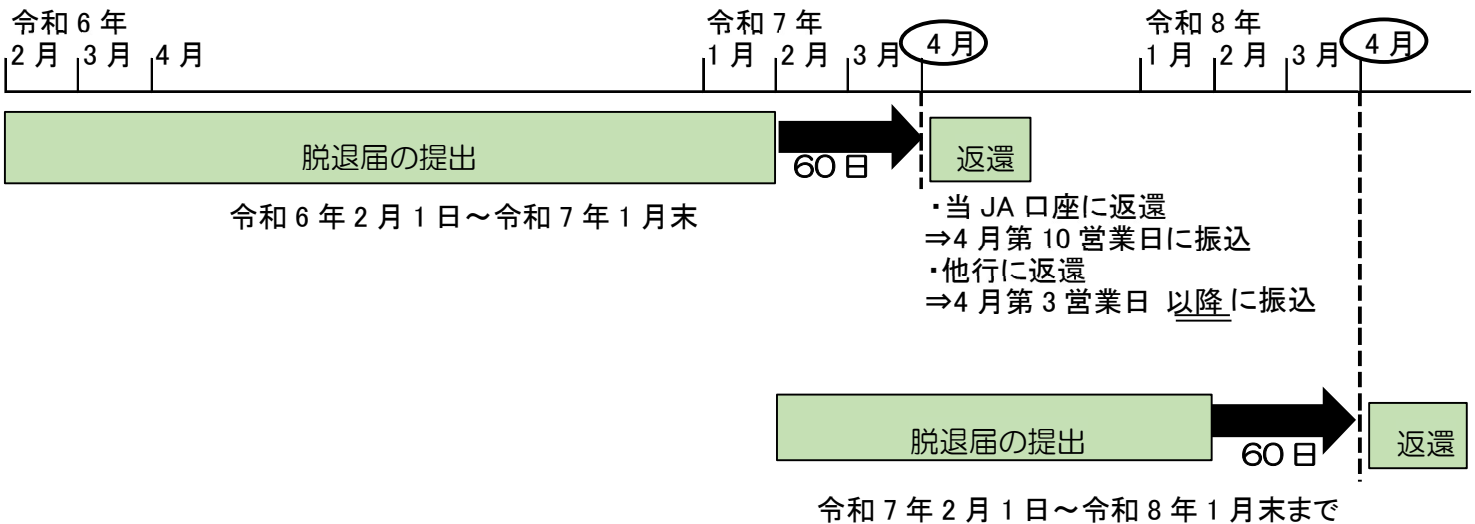
つきましては、出資金返還時期が下記、「任意脱退における出資金返還時期の年表」のとおりとなります。組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。なお振込日につきましては、規定上次の通りとなっております。

当 JA 口座 ⇒ 4月第10営業日に振込  
他行口座 ⇒ 4月第3営業日以降～第10営業日までに振込

また、任意脱退申込書を提出して、出資金返還するまでの間に万が一お亡くなりになった場合は、別途、法定脱退(相続)の手続きが必要となりますので、ご了承願います。

## 任意脱退における出資金返還時期の年表

<令和6年度以降>



北九州農業協同組合